

平成15年9月26日(金)
午後2時30分から3時35分
宇都宮東武ホテルグランデ「龍田」

第3回宇都宮地域合併協議会 会 議 録

第3回 宇都宮地域合併協議会会議録

1 出席者

- ・会長 福田 富一
- ・副会長 猪瀬 成男 手塚 順一 玉生 勝経 高橋 克法
- ・委員 小野里 豊 山崎 守男 須賀 万里子 築 郁夫
竹原 卓郎 坂入 寛六郎 松本 清 渡辺 清
江連 俊 藤江 政夫 江連 功 斎藤 勝
手塚 早苗 福嶋 邦夫 柴山 昭宣 福田 栄
加藤 幸雄 釜井 傳一郎 鱒淵 幸三 南木 昭男
鈴木 利二 鈴木 保夫 加藤 晴一 手塚 誠
森田 広子 菊地 三夫 中村 祐司 沼田 良

2 欠席者

- ・委員 湯澤 博 石川 伍一 稲葉 信子 吉沼 正夫
伊澤 茂

3 出席した事務局職員等

- ・事務局長 栗田 幹晴
- ・事務局次長 大林 厚雄
- ・説明者 渡辺 孝夫（宇都宮市行政経営課長）

4 議 事

報告事項

（報告第5号） 委員の変更について

審議内容

- （議案第8号） 合併の方式について
- （議案第9号） 合併の期日について
- （議案第10号） 新市の名称について
- （議案第11号） 新市の事務所の位置について
- （議案第12号） 行政制度の調整方針について

その他

- （1）小委員会の審議状況について
- （2）行政水準比較表について

協議内容の概要

事務局の進行により本会が開かれる。

はじめに、会長である福田富一宇都宮市長による挨拶が行われ、その後、事務局より、出席委員の報告が行われた。(37名中32名出席)

続いて、議長より本会議における会議録署名委員2名が指名される。(鱒淵委員、鈴木(利)委員)。

次に、事務局により、報告事項の説明となる。

報告第5号「委員の変更について」は、河内町の委員2名の変更が報告され、新たに委員となった柴山委員及び福田委員の挨拶が行われた。

続いて審議に移り、議案第8号から第11号まで一括して審議が行われた。

議案第8号「合併の方式について」では、上三川町、上河内町、河内町及び高根沢町を廃止し、その区域を宇都宮市に編入する編入合併方式となった。(原案通り可決)

議案第9号「合併の期日について」では、平成17年3月を目途とし、具体的には法定協議会で協議して決定することとされた。(原案通り可決)

議案第10号「新市の名称について」では、住民生活への影響や全国的な知名度などを勘案し、「宇都宮市」とすることとした。(原案通り可決)

議案第11号「新市の事務所の位置について」では、住民の利便性や交通事情、他の官公庁との関係や行政事務の効率化などから、現在の宇都宮市役所がある「宇都宮市旭1丁目1番5号」を新市の事務所とすることとした。(原案通り可決)

次に議案第12号「行政制度の調整方針について」では、1市4町の行政制度について、新市においてどのように取扱うかの考え方が審議された。(原案通り可決)

次に「その他」として、まず「小委員会の審議事項について」では、市町建設計画、地域自治制度、議会制度の各小委員会の審議状況について説明がされた。

続いて、1市4町がどのような自治体なのか理解するために作成された「行政水準比較表について」では、ホームページに掲載し、広報していくこととされた。

最後に、事務連絡として第4回協議会の日程及びシンポジウムの開催について説明がなされた。

ここで、上河内町の藤江委員より、本協議会に参加していない4町(芳賀町、壬生町、石橋町、南河内町)の法定協議会への参加の意思表示のタイムリミットについて質問があった。

12月議会が最終判断であり、そのための事務作業上10月いっぱいタイムリミットである旨の回答(会長回答、発言者了解)があった後、会議終了となる。

午後2時30分 開会

進行（栗田局長）

ただいまから「第3回宇都宮地域合併協議会」を開会いたします。

初めに、会議に先立ちまして、宇都宮地域合併協議会会長、宇都宮市長の福田富一よりご挨拶を申し上げます。

福田会長

皆さんこんにちは。本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しいところ、第3回宇都宮地域合併協議会にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

また、去る8月18日から19日の盛岡市視察研修におきましては、お忙しい中、多くの委員の皆様方にご参加をいただきましてまことにありがとうございました。

本日の協議会は、合併協議の重要項目であります合併の方式や合併の期日など、合併基本4項目をご協議いただくとともに、それぞれの自治体におけます各種行政制度や行政サービスの格差を調整するための、行政制度の調整方針についてもご協議いただく予定となっております。皆様方の活発なご意見をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

進行（栗田局長）

ありがとうございました。

次に、会議に入らせていただきます。会議の議長は協議会規約第9条第3項の規定に基づき福田会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

議長（福田会長）

それでは、早速会議に入ります。会議次第3「出席委員の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

それでは、出席委員のご報告をさせていただきます。

協議会規約第9条第2項で「会議は、副会長及び委員の半数以上の出席がなければ開くことができない」と規定されておりますが、本日は、副会長及び委員が37人中32人が出席されており、半数以上のご出席をいただいております。従いまして、本会議が成立することをご報告いたします。

議長（福田会長）

次に、会議次第4の「会議録署名委員の選任」をさせていただきます。

本日の会議録署名委員は、河内町の鱒淵幸三委員と、高根沢町の鈴木利二委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、会議次第5の「報告事項」に移ります。

報告第5号「委員の変更について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

報告第5号「委員の変更について」ご説明いたします。

会議資料の1ページをごらんください。協議会規約第7条第2号の規定に基づく議会代表委員のうち、河内町におきましては、議員の任期満了に伴う選挙が実施されました。この結果、議長に柴山昭宣氏が、また、新たに設置されました市町合併問題調査研究特別委員会の委員長には福田栄氏が選任されましたので、規約の規定に基づき、河内町議会議長の柴山昭宣委員、河内町議会市町合併問題調査研究特別委員会委員長の福田栄委員に、それぞれ変更するものでございます。

なお、柴山委員につきましては議会制度小委員会の委員もお願いすることになります。

委員の変更に伴いまして、新しい名簿を参考資料の1ページ、2ページに記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

議長（福田会長）

それでは、新たに委員となりました柴山委員、福田委員は、ご起立をいただきまして皆さんにお顔を見せていただけますか。

（柴山委員・福田委員 挨拶）

議長（福田会長）

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、6の「審議事項」に移ります。

議案第8号「合併の方式について」、議案第9号「合併の期日について」、議案第10号「新市の名称について」及び議案第11号「新市の事務所の位置について」は、それぞれ関連がございますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

それでは、議案第8号から第11号まで一括してご説明をいたします。

まず、議案第8号「合併の方式について」ご説明いたします。

会議資料の2ページをご覧ください。合併の方式を決めるに当たりましては、住民への影響、合併に伴い発生する経費負担、人口や財政規模などを総合的に勘案し、合併の方式

は、上三川町、上河内町、河内町及び高根沢町を廃止し、その区域を宇都宮市に編入する編入合併とするということで、審議をお願いするものでございます。

参考資料の3ページをご覧ください。この表は、新設合併と編入合併における違いについて比較したものでございます。幾つかの主な項目についてご説明いたします。

まず、法人格でございますが、新設合併の場合は、すべての法人格が消滅し、新たな法人格が発生することとなります。編入合併の場合は、編入する市町村の法人格は継続し、編入される法人格は合併と同時に消滅することとなります。

次に、議会議員の身分の取り扱いについてですが、新設合併の場合、議会議員は、合併特例法による特例があるものの、原則としてすべての議会議員はその身分を失い、新市の選挙で選出されることとなります。これに対しまして、編入合併の場合、編入する市町村の議会議員につきましては変更ありませんが、編入される市町村の議会議員は、定数、任期等について、合併特例法による特例措置があるものの、原則としてその身分を失うこととなります。

4ページをご覧ください。下から2つ目ですけれども、最後に、条例・規則等の取り扱いについてですが、新設合併の場合、合併関係市町村の条例・規則はすべて失効することとなるため、新市として新たに制定する必要があります。これに対しまして、編入合併の場合は、編入する市町村の条例・規則を適用することとなります。

続きまして、議案第9号「合併の期日について」ご説明いたします。

会議資料の3ページをご覧ください。合併の期日につきましては、現段階では具体的な期日は定めず、平成17年3月を目途とし、協議の進捗状況や合併に伴う事務作業等を勘案し、今後、法定協議会の場で協議して定めるということで、審議をお願いするものでございます。

参考資料の5ページをご覧ください。合併の期日につきましては、過去の事例を見ますと、年度初めや月初めというように、切りのよい日に合併期日を設定している事例が多く見られますが、特に決まりはないことから、住民生活への影響、合併協議の進捗状況等を勘案し、適切に期日を設定する必要があります。以下に記載したものは、合併の期日を決定する際に考慮すべき主な事項について挙げさせていただきました。

まず、1の市町村の合併の特例に関する法律についてですが、合併特例法は、合併する際の障害となり得る事項を取り除くため、さまざまな特例を規定した法律でありまして、平成17年3月31日をもって失効する時限立法となっております。現在、国におきまして、この合併特例法の経過措置として、平成17年3月までに議会の議決を経て都道府県知事へ申請を行ったものにつきましては、現行特例法の財政支援を引き続き適用するといった法改正が行われる動きがありますが、本協議会としては、法改正の有無にとらわれず、基本的には、現行法の適用期限であります平成17年3月31日を目途に合併できるように事務を進めていく必要があると考えております。

また、そのほかにも、2の期日を定める際の主な留意事項として挙げさせていただきます。

したように、(1)の合併の手續にかかる期間や、(2)の合併のための準備作業に必要な期間等も、合併期日を決定する際には十分留意する必要があると考えております。

なお、(3)につきましては、最近の他の地域における合併事例を記載させていただきましたが、傾向といたしまして、合併の期日を月曜日に設定している例が多いようでございます。これは電算システムの切り替え及び稼働チェックを行うための時間として土日を当てるためだと考えられております。

続きまして、議案第10号「新市の名称について」ご説明いたします。

会議資料の4ページをご覧ください。新市の名称につきましては、法律上特段の規定はないことから、合併の方式にかかわらず自由に定めることができますが、住民生活への影響や全国的な知名度などを勘案し、新市の名称は「宇都宮市」とするというところで、審議をお願いするものでございます。

参考資料の7ページをご覧ください。新市の名称決定の際の基本的な考え方といたしましては、まず、新設合併の場合は、合併する市町村すべての法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに公募等により新たな名称を定める場合が一般的となっておりますが、引き続き合併関係市町村のいずれかの名称を使用することも可能となっております。これに対し、編入合併の場合、編入される市町村の法人格が消滅し、編入する市町村の法人格が存続することから、編入する市町村の名称を使用することが一般的となっておりますが、新たに名称を定めることも可能となっております。

次の2につきましては、新設または編入合併の場合の名称変更の手續について記載させていただきました。

続きまして、議案第11号「新市の事務所の位置について」ご説明いたします。

会議資料の5ページをご覧ください。新市の事務所の位置につきましては、新市の核となり、中心となることが望ましく、また、住民の利便性や交通事情の面でも、住民の日常生活に大きな変化が生じることのないよう配慮するとともに、他の官公庁との関係や行政事務の効率化、さらには、既存の施設の活用なども検討する必要がございます。

このようなことから、現在の宇都宮市役所をもって新市の事務所の位置とすることが望ましいと考え、新市の事務所の位置は「宇都宮市旭1丁目1番5号」とするというところで審議をお願いするものでございます。

参考資料8ページをご覧ください。こちらの資料につきましては、現在の1市4町の庁舎の現況として、所在地、建築年度、構造、延床面積等の基礎的な情報と、市と町の事務所の位置についてお示しさせていただきました。

以上で、議案第8号「合併の方式について」、議案第9号「合併の期日について」、議案第10号「新市の名称について」、議案第11号「新市の事務所の位置について」の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（福田会長）

最後の説明の参考資料の９ページに、各市町の職員数、駐車台数、駐輪場の台数、近隣官公署等という記載がありますが、これはあくまでも本庁舎に勤めている人数でいいのですね。

事務局（大林次長）

はい、そうです。

議長（福田会長）

それでは、事務局から議案第８号より第１１号まで、会議資料と参考資料の両方一緒に説明がありましたが、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたら遠慮なくお願いいたします。また、説明不足の点がありましたら、ご指摘をいただきまして、再度説明をさせます。

説明をした部分につきましては、合併の根幹的な部分になるものと思っております。また、この方向性が決まらなければ小委員会が開催できないということもありまして、今回の協議会の中で、委員の皆さん方のご意見をいただきながら、できるものならば決めていきたいということでお諮りをしたものでございます。

説明不足の点はございませんか。ご異議がなければ、お諮りをさせていただきたいと思っております。

議案第８号「合併の方式について」、議案第９号「合併の期日について」、議案第１０号「新市の名称について」及び議案第１１号「新市の事務所の位置について」は、事務局原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきました。

続きまして、議案第１２号「行政制度の調整方針について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

それでは、議案第１２号「行政制度の調整方針について」ご説明いたします。

会議資料の７ページをご覧ください。行政制度の調整方針につきましては、現在、合併の協議を進めております、１市４町の行政制度につきまして、新市においてどのように取り扱うかの考え方を協議するものになります。

まず、(1) 調整の必要性についてでございますが、市や各町におきましては、法令に基づく事務のほか、それぞれの地域性やこれまでの経緯の中でさまざまな行政サービスが実

施されております。こうした行政サービスにつきましては、市と町により、サービスの内容や住民負担の水準に差がありますことから、新市に移行する際には、新市としての一体性を確保しつつも、住民の方々が行政制度の違いにより混乱や大きな影響を受けることがないように、その行政サービスや負担水準の調整を図ることが必要になります。

また、(2)の調整を図る上での視点といたしましては、宇都宮地域合併協議会を構成する市や町の個性を活かした新たなまちづくりを念頭に、行財政基盤をさらに強化し、魅力あるまちづくりを展開することができるよう、また、住民福祉の向上を図ることができるよう調整するものとし、個々のサービス調整に当たりましては、各種事務事業等の現況を踏まえつつ、比較検討を行い、合併後の新市の将来像を展望するとともに、住民生活に及ぼす影響などを考慮した上で調整を行うものとし、

2. 基本的な考え方でございますが、こうした調整の必要性、視点に基づき、現在、策定作業を進めております市町建設計画との連携を保ちつつ、国の財政支援を有効に活用しながら、新市における行政制度の調整方針を策定するものとし、6項目の基本的な考え方をお示ししております。

まず、第1点目といたしましては、新市に移行する際、住民の生活に支障のないよう、速やかな一体性の確保に努めるという「一体性確保の原則」を基本とします。

第2点目以降といたしましては、住民サービス及び住民福祉の向上にできる限り努めるという「住民福祉向上の原則」。

8ページをご覧ください。負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めるという「負担公平の原則」、新市において健全な財政運営に努めるという「健全な財政運営の原則」、行政改革の観点から、事務事業の見直しに努めるという「行政改革推進の原則」、地域特性を活かした、魅力あるまちづくりに努めるという「地域特性尊重の原則」の6つの項目を、基本的な考え方として設定してまいりたいと考えております。

個々の行政制度につきましては、ただいまご説明いたしました基本的な考え方に基づき、3の調整の方針として記載しております、2つの方針に整理してまいりたいと考えております。

一つめは、新市における住民福祉の向上に向け、基本的な考え方に基づき、原則として宇都宮市の制度を基準に制度の統一・調整を図るものとするというもので、市と町の間で異なっているものを宇都宮市の制度を基準として統一・調整するという考え方になります。これは、昨年実施いたしました事務事業現況調査の結果、宇都宮市の制度に統一することによりまして、ほとんどのサービスにつきまして現行以上の水準を確保することができることから、このような調整方針を策定いたしました。

二つめは、関係する市と町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後直ちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響を与えるものにつきましては、経過措置の設定や地域自治制度の活用等、円滑な移行に向けた調整を図るというもので、市や各町の特徴を活かしたまちづくりを進めていくためには、現在の行政制度を残していくことが必要なも

のが存在するであろうという考え方に基づくものです。

具体的にどのような方向性で調整を行うかを、9ページの4の調整の方向性にお示ししてございます。

まず、(1)の現行のまま新市に引き継ぐ、でございます。

該当する行政制度といたしましては、市や各町が行っている事務事業のうち、法令等に基づき実施しており、市と町の間でサービス内容に差がないもの。具体的に申し上げますと、戸籍の届け出に関する事務や国民健康保険への加入や脱退の手続等、サービスを提供するに当たりましてその制度内容が法律等で細かく定められており、自治体の裁量の余地がないものを想定しております。

また、条例等に基づき実施しているものの中で、市と町の間でサービス内容に差がないもの。具体的に申し上げますと、妊産婦や障害者に対する医療費の助成など、国や県の補助制度に基づき市や町が行っている事務事業で、どこの市や町でも同じような助成を受けることができるものや、身体障害者手帳の交付事務など中核市や市の事務として、町におきましては県が実施主体の事務事業で、宇都宮市においても同じサービスが提供されているものなどを想定しておりますが、一定の共通基準が定められており、市と町の間で差がないものにつきましては、事業実施の趣旨や内容、有効性や財政に及ぼす影響等を勘案し事業実施の必要性のあるものにつきましては、現行のまま新市に引き継ぐこととしたいと考えております。

また、市や各町の特定の地域を対象とするもので、事業実施の経緯から新市において統一した対応をとることが適切でないもの、具体的に申し上げますと、市や町の中心部等の特定の地域を対象とした開発事業や区画整理事業などを想定しておりますが、こうしたものにつきましても、現行のまま新市に引き継ぐこととしたいと考えております。

次に、(2)の原則として宇都宮市の制度を基準に調整する、でございます。

該当する行政制度といたしましては、自治体の存立に関する事項や行政を円滑に執行するための内部管理制度といたしまして、具体的に申し上げますと、市や町のシンボルマークであります市章・町章や、市や町の花・木などの慣行や人事管理、財務管理制度などを想定しております。

また、市や町が行っている事務事業のうち市と町の間でサービス内容に差があるもの、これも具体的に申し上げますと、敬老祝い金など各種手当の給付制度や、商工業振興に関する各種の補助金制度、開発行為の許可等の許認可制度などを想定しておりますが、こうしたものにつきましては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整することとしたいと考えております。

10ページをご覧ください。次に、(3)の原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向づけを行い、新市に移行後速やかに調整する、でございます。

該当する行政制度といたしましては、市や町が行っている事務事業で、市と町の間でサービス内容に差があるもののうち、関係団体との関係などから、合併時において一元化す

ることが困難なものを想定しております。

また、市や町が行っている計画策定事業につきましては、新市に移行後、速やかに新市全体を対象とする計画を策定するものとし、それまでの間は現行の計画を地域別の計画とすることを想定しております。

次に、(4)の新市に移行後も当分の間現行どおりとし段階的に調整する、でございます。

該当する行政制度といたしましては、市や町が行っている事務事業のうち、合併後直ちに一元化することで住民生活等に大きな影響を与えるもの。具体的に申し上げますと、地方税の取り扱いや公共料金の取り扱いなどを想定しております。

また、市や町が行っている事務事業のうち、地域特性を有するものや事業実施の経緯等から新市において統一した対応をとることが適切でないもの。これも具体的に申し上げますと、各地域の伝統的な行事や地域ごとに実施しておりますイベントなど、また広域的な視点から調整が必要なもの、具体的にはごみ処理や消防行政などを想定しておりますが、こうしたものにつきましては、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整することとしたいと考えております。

次に、(5)の廃止の方向で調整する、でございます。

市や町が行っている事務事業のうち、事業実施の趣旨や内容、有効性や財政に及ぼす影響等を勘案し、事業実施の必要性が小さいものにつきましては、廃止の方向で調整することとしたいと考えております。

以上で、議案第12号「行政制度の調整方針について」の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第12号の説明が終わりました。お聞きのとおり、各市町の行政制度について、現行どおり存続していくもの、あるいは整理・統合していくもの、それについては3段階ということであります。そしてまた廃止をしていくもの、こういった考え方のもとに調整していければということで、ご提案申し上げたものでございます。ご意見、ご質問等がございましたら、遠慮なくお願いいたします。

調整方針の考え方につきましては、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは、議案第12号「行政制度の調整方針について」は、原案のとおり決定とさせていただきます。

次に、会議次第7の「その他」の「小委員会の審議状況について」事務局の説明を求めます。

事務局（大林次長）

それでは、その他の(1)の「小委員会の審議状況について」ご説明いたします。

小委員会につきましては、7月15日開催の第2回協議会におきまして、市町建設計画、地域自治制度、議会制度の3つの小委員会の設置を報告したところでありますが、本日は各小委員会の審議状況についてご説明いたします。

まず、市町建設計画小委員会ではありますが、去る9月4日に第1回小委員会を開催し、市町建設計画の構成や新市建設の基本姿勢と主要課題などについてご審議をいただきました。

また、9月12日に開催されました第2回小委員会におきましては、将来構想の素案についてご審議をいただいております。

地域自治制度小委員会につきましては、去る8月8日に第1回の小委員会を開催しており、基本的な仕組みについてご審議をいただいております。

本日は、これらの小委員会での議論を踏まえて作成されましたものを、お手元に資料としてお示ししておりますが、今後、市町建設計画、地域自治制度ともに、10月中に各2回の小委員会の開催を予定しており、11月4日に開催予定の第4回協議会におきまして、市町建設計画につきましては、新市の施策の大綱までの将来構想や合併後の主要事業計上の一定の方向性を、また地域自治制度につきましては、地域自治制度構築についての素案を、それぞれ各小委員会よりご報告する予定となっております。

また、議会制度小委員会につきましては、合併の基本4項目の1つでございます合併の方式との関連が大きいことから、これまで開催しておりませんでした。本日、合併の方式につきまして、宇都宮市への編入合併が決定されましたので、早期に小委員会を開催してまいりたいと考えております。

なお、地域自治制度につきましては、本協議会において独自に構築するものでありますので、現在検討されております要点につきまして、地域自治制度小委員会事務局よりこの後ご説明をいたします。資料は29ページからになります。よろしく願いいたします。

事務局（渡辺課長）

29ページをお開きください。地域自治制度の構築につきましての審議状況につきましてご報告いたします。

まず第1の、地域自治制度構築の基本姿勢でございます。

1番の、制度構築の趣旨でございます。合併には、行財政基盤の強化、自治能力の向上というメリットがある一方で、住民と行政の距離が拡大する、また、地域特性が失われるという懸念もございます。こうしたことから、地域の課題を自ら解決できる新しい地域自治制度を構築する必要がございます。

2番の、地域自治制度構築の目的でございます。(1) 都市内分権を推進するとともに、(2) 住民自治の拡充を図ってまいります。

3番の、地域自治制度構築による新市のイメージでございます。(1) 地域主体による地方自治の本旨の実現を目指すとともに、次ページの、(2) 魅力ある地域づくりを通じた豊かさの創出を目指してまいります。

以上までが、前回の第2回合併協議会におきまして、基本方針として了承されたところでございます。

31ページにまいりまして、4番目の地域自治制度構築の方向性でございますが、都市内分権により一定の権能を備えました地域行政機関と、一定の役割を担う住民代表組織が連携し、それぞれの役割を発揮し合うことにより、魅力ある地域づくりを展開するものいたします。

(1) 行政機関でございますが、地域における身近な行政機関としての地域行政機関、これは合併前の旧町役場を想定していただきたいと思っております。それと、いわゆる本庁としての全市統括機関、この役割と権能につきましては後ほどご説明いたします。

(2) 住民代表組織でございますが、地域住民や住民組織などとの連携により、地域の総意を形成し、行政に反映していく役割を担います。これにつきましては後ほどその役割等につきましてご説明いたします。

32ページをお開きください。宇都宮地域における地域自治制度の概要についてです。

1. 構築に当たっての考え方でございますが、宇都宮地域においてふさわしい地域自治制度を構築し、地方自治法の範囲内で、条例などにおいて位置づけていきます。

また、現在国では「地域自治組織制度」の創設に向けた取り組みを進めておりますが、新しい法律が適用される場合、宇都宮地域における地域自治制度に取り入れることが必要である場合には、その活用について検討してまいります。

3番目、地域行政機関と住民代表組織は、合併前の旧町を単位として設置するものいたします。

33ページにまいりまして、事務事業の実施拠点です。

それぞれの事務事業の性質に応じまして、地域行政機関が行うか、全市統括機関が実施するものかという分類をしたところでございます。

地域行政機関で実施するものとして、まず、表のaでございますが、地域に関連したものは、地域固有の独自性や実情にかかわるものということで、地域特性を活かした施策・事業の企画・立案・実施、あるいは地域が主体となって担うことが効果的なもの、イベントや伝統行事等が考えられると思っておりますが、こうしたものにおきましては、住民代表組織や住民組織と連携して、地域行政機関が主体的に行うものと考えております。

次のbの窓口サービスは、住民の利便性の観点から、住民に身近な場所でのサービス提供が求められるということで、諸証明の発行等が想定されますが、これも当然、地域行政機関で行うものと考えております。

cの行政拠点として提供すべきものは、住民と向き合いながらサービスの提供を行うべきもので、なおかつ、事務の効率性の観点から、地域において供給すべきものということ

で、保健福祉や国民年金、あるいは税務等の相談等につきましても、地域行政機関で行うことが望ましいと考えております。

dの全市統括機関で実施すべきものは、住民生活保持のために保障すべき基本的なものということで、消防、水道等が考えられます。また全市的なもの、または規模のメリット等により効率化が図られるものということで、都市計画や総合施策の部分が考えられると思いますが、これは全市統括機関で行う方が望ましいと考えられます。

34ページにまいりまして、3の地域行政機関でございます。

(1)執行体制と権限でございますが、地域行政機関の長は、主として次に掲げる事項について機能を有することといたします。1つ目は地域行政機関の事務事業・予算の執行、2つ目は当該地域に関する計画の策定でございます。

地域行政機関の長には、合併後の地域における自治を強化し、その主体性に基づいた地域づくりを推進する重要な役割が求められると同時に、地域の行政に精通した人材を登用する必要があることから、特別職の配置も視野に入れて、権限の範囲等の検討結果を踏まえて定めていくことといたします。

(2)地域行政機関の財源ですが、個性ある地域づくりや地域課題の解決のため、一定の基準により、地域の裁量により執行を可能とする予算配分の仕組みを検討しているところでございます。

4番目の住民代表組織でございます。

(1)役割と機能ですが、次の四角で囲まれた事項につきまして役割・機能を有するものといたします。

1つ目は、市町建設計画の執行状況に対しまして意見を述べるなど、合併特例法における「地域審議会」としての役割を持ちます。

2つ目は、地域の施策・事務事業等の立案や当該地域に関する計画の策定への参画の機能ということです。

また、住民代表組織は、条例化することにより制度的に保障し、恒久性を担保してまいります。

35ページの(2)組織構成ですが、住民代表組織の構成員の定数につきましては、地域の人口規模など一定の基準によりまして設定してまいります。

また、選任につきましては、公募や行政による任命のほか、住民が主体的に選出できる方法を検討してまいりたいと思います。

次のページは、地域住民、住民代表組織、地域行政機関と全市統括機関の関係をイメージ図にしたもので、今までの説明を図式化したものでございます。

以上で説明を終わりますが、今後の詳細につきましては、合併協議会の地域自治制度小委員会において検討いたしてまいります。よろしくお願いたします。

議長（福田会長）

10月に2回開催する小委員会があると言いましたが、日程はいずれにしても、小委員会をどんな予定で開催していくのか、事務局からもう一回説明してもらえますか。

事務局（大林次長）

先ほど説明の中で申し上げました小委員会の開催予定ですが、10月中に、建設計画と地域自治制度の小委員会を2回開催する予定でございます。

また、議会制度小委員会につきましては、合併の方式がこれまで決まっておらなかったため、開催できなかった状況がございましたが、本日決定をいただきましたので、日程調整をしながら、できるだけ早期に小委員会を開催したいと考えております。

議長（福田会長）

それでは、事務局の説明が終わりました。説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

今回初めて、29ページから最後のページまでの、地域自治制度についての基本的な考え方をお知らせするわけでありまして、その中にありまして、32ページの1に構築に当たっての考え方がありますが、条例等において位置づけをしていく。そして、地域行政機関並びに住民代表組織の両機関・組織を旧町を単位として設置していく。

そしてその執行機関、行政機関につきましては、特別職の配置も視野に入れるということで34ページ(1)で説明がありました。四角の中に、事務事業あるいは予算の執行、計画の策定を担っていく。財源についても、予算配分の仕組みをつくるということでございます。中段以降は、住民の代表組織ですが、計画の策定への参画、そしてこれらの組織は条例化することによって恒久性を担保するということでもあります。

組織の構成については35ページにありますが、公募あるいは任命という形で、住民の皆さん方が主体的に選出できる方法も検討して、地域性が高められることを考えていくという説明を受けたところでございます。

ご質問等がございましたら、お願いいたします。

なければ、小委員会が10月中に2回開催されることになっておりますので、市町建設計画、また、ただいまの地域自治制度についても、小委員会で細部にわたって検討していただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に、行政水準比較表につきまして、事務局から説明をいたします。

事務局（大林次長）

行政水準比較表についてご説明申し上げます。

お手元に、行政水準比較表ということで冊子になっているものがあると思います。これについて説明させていただきます。

行政水準比較表につきましては、現在合併の協議を進めております1市4町がどのような自治体なのか、人口や面積といった基本的な項目から、住民、保健福祉、産業など、各専門部会が所管する事項につきまして、それぞれの市や町でどのような事業を実施しているのか、個々の事業がどのような水準にあるのか等、それぞれの市や町の状況を理解することができるよう、主な項目について取りまとめたものになります。

これらにつきましては、今後は協議会のホームページにも掲載し、住民の方々が合併協議の相手方の自治体を、より理解することができるようにしてまいりたいと考えております。

また、この行政水準比較表作成に当たりましては、各市・町の分科会、専門部会を中心にご協力をいただいてまとめたものでございます。大変ありがとうございました。

以上でございます。

議長（福田会長）

行政水準比較表につきましては、ご了承いただければ、ホームページ等でどなたにもご覧になっていただけるように対応していくということで用意した資料でございます。

内容につきましてご質問等がございましたらお願いいたします。

それでは、このような資料をホームページに掲載するというご提案でございますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長（福田会長）

ありがとうございます。

それでは、その他に移ります。その他で事務局から何かありますか。

事務局（大林次長）

それでは、事務連絡が2件ございますので、ご説明させていただきます。

まず第1点目は、第4回目の協議会の日程についてでございますが、平成15年11月4日（火）午後2時より、宇都宮ロイヤルホテル3階「エメラルドホール」で開催する予定でございます。委員の皆様方には、また追ってご通知、ご案内を申し上げます。

次に、シンポジウムの開催についてでございますが、平成15年11月22日（土）午後1時30分より、栃木会館小ホールで開催する予定でございます。詳細につきましては、

決定次第お知らせいたしますが、内容といたしましては、基調講演とパネルディスカッションを予定しております。

以上で、事務局より説明を終わります。

議長（福田会長）

次回第4回協議会の日程と、シンポジウムの開催について、事務局から説明がありました。各委員の方々には、改めてご通知を申し上げる次第でございます。

委員の皆様方から、その他で何かございますか。藤江委員どうぞ。

藤江委員（上河内町）

その他として1点だけなのですが、本日の新聞報道によりますと、宇都宮市長の談話といたしまして、合併への参加のタイムリミットは10月末だという記事を読ませていただきました。正確には「法定協議会への参加」という意味だったのでしょうか、そのことでお尋ねしたいのですが、具体的に10月末ということは、当然のことながら12月定例会での議決を目途に置いたものと理解しております。その中で「1市4町ではなくて、あくまでも宇都宮の場合は1市8を目指して」という表現もございましたので、残る4町への具体的な呼びかけと、どういうふうな答えをいただくのかということについて、手順等を含めてお答えいただければと思っております。

付け加えて、自治体によりますと多分に流動的と申しますか決定はできないという状況が生まれてきた場合も、あくまでも10月末をもってぱっさりという方向なのか。そのことについて、協議会会長としてではないでしょうか、今後のスケジュール等もありますのでお答えできる範囲で結構ですから、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（福田会長）

きょうの新聞報道につきましては、昨日が定例記者会見でございました。壬生町の住民請求であるとか、南河内町の合併についての住民投票条例の制定に関することであるとかいろいろ動きがあるけれども、どういうスケジュールで臨んでいくのかという質問がありましたので、先ほど、合併期日につきましては平成17年3月を目途にということで議決をしていただきました。ここから逆算していきますと、12月の市町の議会で法定協議会に移行するかしないかの議決をお願いすることになります。

それに伴って、任意協議会に参加していない4町につきましても、助役を中心とする研究会の中で、今進めている協議で決まったことについてはすべて承知の上で、丸飲みの上で参画することについては、いつでもお待ちしますということで門戸開放しているわけでございます。

がしかし、法定協議会に移行する場合には自治体の組み合わせがはっきりしますので、法定協議会移行後に合併の表明がなされても、今度は、各議会が臨時議会を開いてその扱

いについて協議しなければならないという問題が出てまいります。さらには、事務的な作業も、もう一度やり直さなければならない手戻りの部分も出てくるということがありまして、平成17年3月を目途に合併をしていく場合においては、任意協議会に参加していない4町について、10月中を目途に、参加するかしないかという最終確認を、助役を中心とする研究会でやることになっているわけでございます。

ですから、逆算をしていくと、10月中が合併をするかしないかの期限、法定協議会に移行するかしないかの期限ということになるわけでありまして。

また、宇都宮市議会、また4町議会につきましても、12月の議会で、法定協議会に移行していくのかいかないのか、つまり、離脱するのか進むのかということ判断していただくこととなります。枠組みが決まって初めて、平成17年3月に向けての合併の具体的な事務作業を進めていくというスケジュールでいくものですから、任意協議会に参加していない4町につきましては、10月中を目途に最終確認させていただく。また、参加していただいている1市4町につきましては、逆算しますと12月議会から先には延ばせないということがありますので、最終的に、法定協議会に移行するかしないかということについての最終決断を各議会にさせていただくこととなります。

当然、宇都宮地域の任意協議会につきましては、合併の是非も含めて議論をし、判断していただくということで今進めているわけです。これから先も、4町ががっちり行くことを望んでおりますが、必ずしもそうなるかどうかは、議会の判断によりますので、正確な判断をしていただくための資料ということで、合併をした場合の姿、あるいはその場合の行政の制度について、この協議会の中で議論をしていただいております。すり合わせをしているということでございますので、各町、各議会におきましても、平成17年3月ということ前提として、合併を進めていくに当たっては12月議会が一つの山であり、また任意協議会に参加していない4町については、事務的な作業から考えてほぼ10月一杯だということでお話ししたものでございますので、ご了承いただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

それでは、ないようでございますので、第3回の宇都宮地域合併協議会を終了させていただきます。

何度も申し上げますように、この協議会は、合併の是非は最終的に議会で判断していただくこととなりますので、そのことも含め、この後、小委員会で、先ほど事務局の説明のとおり、さらに内容について詰めていただくこととなりますが、協議会に参加していない議員の皆様方にも内容がよくわかるように、判断をしっかりといただけるように、書類の整備を万端整えていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、終了の挨拶とさせていただきます。お疲れさまでございました。

午後3時35分 閉会